

衆第三十八回議院 地方行政委員會

地方行政委員會議錄第十八號

昭和三十六年四月四日（少陽日）午前十時四十三分開議

は「さき」その前回として、藤田義光君及び安倍晋太郎君が議長の指名で委員に選任された。

にござり、その補欠として藤田義光君及び安倍晋太郎君が議長の指名で委員に選任された。

はべきりその荷物として鹿田義光君及び安倍晋太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安倍晋太郎君及び藤田義光君辞任につき、その補欠として前田義雄君及び坂谷忠男君が議長の指名で委員に選任された。

二月三十一日

○金木(琢)政府委員 前会重ねて御答弁申し上げた通りでございまして、特に修正を要するところはないと存します。

○二宮委員 この前の質問で私が了解をいたしました点は、要約をいたしましたと、大体地方財政法一部改正の法律

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)
〔参議院送付〕

本日の会議に付した案件

- 消防組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六五号)(參議院送付)
- 地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六三号)
- 警察に関する件

○濱田委員長　これより会議を開きます。
消防組織法の一部を改正する法律案
を議題といたします。
質疑の通告がありますので、これを
許します。二宮武夫君。

○二宮委員 初めに消防庁長官にちょっとお尋ねをしておきたいと思うのですが、この前質疑をいたしまして、その

いうものと比較をいたしますと、結論的に申し上げて、不足をしないといふような印象を受けるわけなんですけれども、私はそういうような実態ではなからうと思うのです。そういうふうな交付税の支出において市町村の消防費がまかなわれるというような印象を与えることは、非常に実態とそぐわないところの消防関係ではなからうかと思

ますが、三十三年一部については三十四年の正確な点がわかったものだけを基礎にしまして、それを消防力の基準と照らし合わせて、その差額を充実するための計画を立てる。こういう式をとっておるということを御説明申します。

○二宮委員 あなたの方で出されております資料は、昭和二十四年の四月に

織にはならないであろうということを心配するのです。何も私がいろいろ質問いたしますから、それに對して対抗的答弁をされるというようなことではなくて、いま少しほんとうの実態に沿うたところの消防組織のあるべき姿と、いうのを考えて、二十四年の四月の基準をもとにして出した計数がこれなんです。しかも三十五年の八月には、す

三九

錄第十八號

おける大体あるべき市町村の消防の人員数というものを基礎にしてお出しになつておる計算なんですね。それでこの

○鈴木(珠)政府委員 この前御答弁申し上げましたのは、消防整備計画を立てます場合に、昨年審議会に審議していただきてできました消防力の基準に

対して、現在数とどのくらい差があるのか、その差に基づいて十年なら十年
について考えてみると、十五年以上もたってとうてい使用に耐えないという

の整備計画を立てるということをやつておりますので、ごく最近の統計と十三年あるいは四年の統計ではもちろん幾分違う点はございますけれども、計画の上に大きなそこを来たすような
ような機械数におきましても、九百二十数台というような計数が出ておるわけなんであります。消防に関する限り、機械が幾らあっても意味のないところであって、その整備を早期にや

遠いはないということを、前会申し上げたのでございます。それからこまかに消防の財政上の数字、これは特に税立つて、現在税外負担をどのように市町村にしなければならない、人員の不足を補わなければならぬ。こういう立場に

外負担等も考慮に入れますが、その詳しい資料をわれわれが市町村から県を通じてみると、何ごとが非常な日数がかかるかといふ件の公費以外にとつておるかという計算が、たゞい市町村から吸い上げることであります。つまり、十四二年

かかるごととございまして、これは現在の消防制度のあり方からいってあることは、機械の更新をはかり、人員の不足を補う、こういう点を考えて参りま

程度やむを得ない点がございますが、正確な計数を集めるのは非常におくれますので、いささか古い感じはいたしました。すると、今のあなたの御答弁のような計算では、私はとうてい地域住民の興望にこたえるような信頼をされる消防組

ですが、三十三年、一部については三十四年の正確な点がわかったものだけを基礎にしまして、それを消防力の基礎にはならないであろうということを心配するのです。何も私がいろいろ質問いたしましたから、それに対する対抗

準と照らし合わせて、その差額を充実するための計画を立てる。こういう方式をとつておるということを御説明申的答弁をされるというようなことではなくて、いま少しほんとうの実態に沿うたところの消防組織のあるべき姿と

○二宮委員 あなたの方で出されております資料は、昭和二十四年の四月に
り上げたわけでございます。
いうのを考えて、二十四年の四月の基準をもとにして出した計数がこれなんです。しかも三十五年の八月には、す

でに消防審議会から新しい基準が示されたおる状況なのです。そういう一段階において、何ヵ年計画でやろうとも、初年度の三十六年度において、今あなたの申されましたような費用負担の状況で消防が運営をされる、こういうような答弁の仕方、考え方というものは、私ははなはだ理解に苦しむものであります。そういう点について再度消防庁長官の決意を承りたい。もしそういうことにおいて十三年度限度でよろしいということとの答弁であるならば、私どもは今後出て参る法案については、相当しっかりと決意を持って考えなければならない。私は今ここに大体十二万程度の人口数における消防の実態という計数を、一つだけですけれども具体的に持つておる。これを見ましても、基準財政需要額の中で示されておるところの消防の計数というものは、実態のその予算に盛られた計数とは約一千万の相違があるようないふで公費というものが盛られておる。そういう地方の末端事情というものを十分把握して、消防庁の統率あるいは市町村の指導あるいは県における消防指導を行なうべきだと思いますが、こういうものについて、もう少しあなたのはつきりした御答弁を伺つておきたいと思うのです。

で、私の先ほど申し上げた通りであります。ですが、ただいまお話をありました消防団の基準と常設消防の基準と二つに分かれておりましたのを、昨年消防計画議会の答申に基づきまして、新しく規制が在の状態に応じて消防力の基準といふものを作っております。この新しい消防力を基準に基づいてどういう財政計画を立てるか、また交付税との関係はどうしたらよいかということの具体的な問題につきまして、現在財政当局と打ち合わせ中でございます。間もなくその結論が出て地方にお示しすることができる存じておりますが、それには大体において総括的な結論が出るわけでございまして、これは消防施設から申しましても、財政状況から申しましても、一つ一つの町村によっていろいろ違うものですから、現在補助金等の査定にもからみまして、一つ一つの市町村について、この基準に照らし合させていかなる具体的な計画を立てたらよいかということを目下検討中でございます。そういう意味では、ごく最近までわかつておるべく正確な数字をもとにして具体的な計画を立てよう、こういうことで現在作業を進めておる状況でございます。何とぞ御了承願います。

しゃるよう、地方の実態を把握した上でなければ指導ができないのだと思う。従つて新しい三十五年の八月に示された消防審議会の結論に基づくところの、消防というものはこのような姿であるべきだという一つの基準に基づいて、そして何年でもよろしいですけれども、現在の設備、人員、それからそれに伴うところの運営の費用、こういうものを考えまして、その間に一つの計数というものを整理して、これが指導性のあるべきものであるということによつて、これを県並びに市町村に対してこのよな予算措置をお願い申し上げたい。こうやっていくことが指導性であつて、それができなくてこの消防組織法に基づくところの法律が十分に行なわれておるというように私は考へないので。そのような点を考えて参りますと、三十三年現在における地方の消防の費用の人口一人当たりの計数を見ましても、地方交付税方法に基づいて単位費用が引き上げられた現在においても、なおお私は不十分だと思う。このよう私自身は考えておるのであって、この前から問題になつておりますところの出動回数におきましても、予防的に前もつてこの家庭は十分注意しなければならぬと思つて出動するような形で問題になつておらない。出火直ちに出動、出火における出動というものを一応問題にしておられるよう答弁をしておられますから、そういうような経費等も含めていまし指導的的理念というものを十分に打ち立て、それによつて市町村に、一つこのようにお願い申し上げたい、このようにやつていくことが消防庁の

姿であろうというふうに私は思いますが、そういう点についてこの前からの質問を聞いておりますと、言葉が過ぎ去りませんけれども、非常に投げやり的な、三十三年度に出ておる計数が、これでもって足りるのだと、あるいはこれでもってやむを得ないのだとかいうようなことで、指導理念といふものが消防庁の方に欠けておるのじゃないか、私はこういう心配をいたしましたので、本日補足して質問したわけであります。ただいまの計数では、三十五年八月に消防審議会で出したところの消防の姿というものに対する計数の整理もてきておらないようであります。従つて、今の交付税における単位費用というものを比較をして、どれくらい不足なのかということをまだ今答弁できないだろうと思うのですが、けれども、私は概念的に見て、とても今のよな地方交付税法の人口一人当たり二百九十五円幾らという計数では足りないであろう。しかも一方では地方財政法は改正をされまして、公費以外の税外負担は認められない。こういうような状況になつておる現在におきましては、いま少し財源確保といふのを指導的な立場に立つて消防庁は考えなければならないかぬというふうに要望いたしておきたいと思うのです。それがたためには、どうしても何らかの形において別途財源を確保するという方針を研究しなければならぬ段階に来ておるであろう。火事を消してもらうのだから、地方の人は頭を下げて、やむを得ずそれに応ずるのだというような過去の姿を一擲いたしまして、この際別途に一つすっきり筋を通した財政的な收入の面を考える段階に来ておる。こう

いうことを一つ消防庁の方で十分にお考えいただいて、今後の消防といふものについて指導していただきたいというふうに考えるわけでございます。
もう一つは、地方の消防の実態を見ますと、警察上がりの方が消防の署長を兼ねておって、非常に人事が老朽化しておるという印象を私は受けた。従つて、消防庁に勤めておつても他の団体との人事の交流がどんどん行なわれ、もう少し生き生きとした人事のあり方があつていいのではないかというふうに考えるわけなんです。そこで要望としては、次長を置かれるといふことでありますけれども、次長についてもそういうような老朽人事でなくて、他の官庁に持つていきましたも十分働きのできるような人事にして、そこでの人事が詰まつたら、仕事が詰まつたら、他の官庁にもどしどし出して交流ができる、こういうような方向に一つ人事の刷新をはかつていかなくてはならぬのではないかといふように考えるわけでございます。この前から聞いておつて、計数の面について、どうも私が納得するような答弁が出て参らないということは、消防庁が少し動脈硬化になつておるのではないかといふような印象を受けるような気持もあるので、この際人事の刷新と同時にその面についても強く要望しておきたいと思ひます。

では、原則としては公費で見なければならぬということになつておると思ひますが、國庫負担の問題からいたしてあるいは交付税の中に見られる単位費用のとり方にいたしましても、まだ私たちには大きな欠陥を持つておると見ておる。消防庁がせっかく自省の外局として入つたわけでございますから、自治省としても、その点では非常に大きく前進するであろうとわれわれは期待をしたのでありますけれども、まだやはり以前の消防庁のときのような財政手当しかできていない。こいうことを考へると、非常に残念に思うわけでありますし、今後自治省としては大いに消防庁と一緒になつて、消防財政の確立、拡充のためには努力していただきなければならぬと思ひます。しかし、これもまたなかなかむずかしい現状で、そう一舉にいくことは大へんదらうとは思ひますけれども、何とか一つこの辺で、この重大なる消防行政を担当していく上から考へると、消防財政というものは特に強くもつと考えなければならぬ、こう思いますが、それについて一つの問題点として、消防施設税の創設ということが今日まで課題となつてきております。これについて自治省の方としては、どういう御見解をお持ちでございますか、お聞かせおき願いたいと思ひます。

ただいま川村委員より御指摘がございました、この一環といたしまして消防施設税をどう考へておるかということにつきましては、私たちといふましても、従来消防財源のために、防と火災保険企業の受益関係に着目いたしまして、これの創設については考慮をいたしておるのでございますが、なお現在損害保険の普及の状況等にみまして、保険をかけておる方が還元するような消防施設税の方はどうであるかという議論等もござります。また課税団体をどこに持つべきか、またその配賦をどういうふうにするかという点について種々問題がございまして、まだ検討の域を出おりませんが、われわれはできるだけ早く、これらの点を解決いたしまして、すばやかに統一をはかり、できればこれ実施に移したい、かよ的な考え方で検討を進めておるような段階でございす。

消防施設税を損保会社等がある点負担するということは、決して理屈のらぬ話ではないわけであろうと思いまから、十分一つ検討を願いたい。たちも、地方税の改正問題として提してみたいと考えておりますので、の際、御検討を方強く要望しておきたいと思います。

○濱田委員長 他に質疑はありませんか。——別に質疑もないようではありますので、本案に対する質疑はこれに終了することいたします。

○濱田委員長 これより本案を討論付する順序であります。別に討論申し出もありませんので、直ちに採用に入ります。

これより採決いたします。消防組法の一部を改正する法律案に賛成の君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱田委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって原案の通り可すべきものと決しました。

次にお諮りいたします。すなわちただいま議決いたしました法律案にする委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。質疑の通告があります。この際こ

を許します。阪上安太郎君。
○阪上委員 私はきょうは例の毒入
ブドウ酒事件について若干御質問い
してみたいと思います。
御案内のように、この事件は三月
十八日の夜三重県の名張市であります
か、鷹原地区の公民館において発生
たようであります。集会は例の生活
善クラブの三奈の会、その役員改選
会の宴席において、ブドウ酒に混入
された農薬によって十九名の女子会員
被害をこうむっております。しかもも
のうち五名が死亡しておる、十名が
態である、こういうような事件であ
ります。
もちろんきょうは私も警察の専門
もありませんし、同時にまたそういう
事件の推理探偵小説家でもあります
ので、そういう専門的な捜査の問題
について私は伺おうとは思っていない
のであります。きょう特に聞きたい
は、あの事件、それからそれ以前に
あつたいろいろな農薬事故を考えて
ましても、どうも農薬の取り扱い方
いうものが非常に粗雑であるというう
象を受けております。しかも農薬のよ
にはきわめて毒性の強いものもあ
りて、わざかな一グラムないし五グラ
くらいでもって五十名も六十名も致
になるというような大きな毒性を持
っておりますので、この取り扱いを十分
にいたしませんと、今後ますます
ういった事件が発生してくるのじや
からうか、こういうように思うので
ります。
そこで最初に警察庁長官に伺いた
と思うのでありますけれども、こ
いつた毒物、劇物、特定の毒物とい
ものに対する監督について、警察は

然その権限を持つておらないのかどうか。この点を一つまずお伺いいたしましたのでございます。

時間の関係からもう一点ついでに伺つておきたいのは、今までに起こつたところの農薬による事故件数、そういったものについて一つお聞かせを願いたいと存ります。

○柏谷政府委員 お答え申し上げます。ただいまお話のございましたように、名張市におきましてああした殺人事件が起つたことは非常に残念なことと思うわけでございますが、たゞいま御質問の農薬についての監督権、毒物、劇物等についての監督権というにつきましては、直接的には厚生省、それから農薬につきましては農林省の方で指導監督をしておられるわけでござりますけれども、これが犯罪に関連するというような予防の問題、また特にいわゆる劇物、毒物等の取り扱いについて犯罪が行なわれる場合については、これを当然警察で取り締まっていくという立場にあるわけでござります。

ただいま御質問の今まで起こりました件数でござりますが、毒物及び劇物取締法違反といたしまして警察で検挙した状況を申し上げますと、昭和三十二年が百二十一件、百八十七人、三十三年が百二十一件、百四十四人、三百七十七人というふうになつて、年々増加する傾向にあるわけでございます。このおもな違法形態は、パラチオシン、ホリドール等の特定毒物——毒物及び劇物を分けまして、毒性の特に強

いものを特定毒物、それから毒性の比較的低いものを毒物、劇物というふうに分けておるわけでござりますが、この違反形態は、特定毒物の譲り受け、譲り渡しの違反及び所持違反がおもなものでございます。

が、過失によりましてこういう農薬による中性を起こす、あるいは農薬を用いた自殺、あるいは農薬を用いた犯罪というような点を申し上げますと、農家が特定毒物を使用いたしまして、その防護措置が十分に行なわれないと、いうことで発生する中毒事件が多いわけですがございまして、その中毒事故の発生は、三十三年が六百四十四人、三十四年が三百九十八人ということで、この面におきましては三十四年が三十三年より減つておるわけでござります。また農薬を用いた自殺でございますが、この犯罪の被害者の数は、三十三年が三十九年が千三百七十三人でございまして、これも若干減つておる。それから農薬を用いた犯罪でございますが、この犯人が九十八人、そのうち死亡者は二十人というごとに相なつております。

○附上委員 ただいま警察庁長官のお話によりますと、警察としては直接に監督権というものを持っていない、これはその通りであります。そして今発表になりました事故の件数を伺つてみると、殺人であるとかあるいはまた他の自殺というようなものも含めまして、これはきわめて大きな死亡件数にしておると思うのであります。これ

るの農薬の取り締まり、これがどううござりますが、その原因はどこにあるかといふことは、先ほども言いましたように、太へん粗雑であるという感じが強いのです。そこで警察にそういう取り締まりの権限がないということをありますならば、農業の取り締まりの権限は、あるいは監督は、どこが一体所管であるか、こういう点について一つお伺いいたしたいと思いますが、私の考え方では、これはおそらく毒物及び劇物取締法に基づいて厚生省がやはり監督の責任者ではなかろうか、こういうふうに任者ではありませんが、牛丸薬務局長がおいでになつておるようでありますので、一つお答え願いたいと思います。

○牛丸政府委員　ただいま御指摘のように、農業のうちで毒物、劇物に該当するものは毒物及び劇物取締法といふ単独の法律がございまして、その法律によつて私どもの方で取り締まりを実施しておるわけでござります。しかし、その法律の内容といたしましては、主として毒物、劇物の製造業と輸入業並びに販売業が主でございまして、もちろん販売業から個々に買う場合には、たとえば毒物、劇物の譲渡はないし精神病者等には譲渡してはならない、並びに表示につきましては医薬用外毒物の表示を行なうというよう

な管理につきましても相当嚴重な相定はござりますけれども、しかし法律の主たるねらいは製造業、輸入業並びに販売業の段階におきます取り締まりといふものが毒物及び劇物取締法の主たるねらいでございまして、その販売業から譲渡されました個々の農家にいきました毒物、劇物の管理につきましては、特定毒物につきましてはその占がさらに厳重に取り扱い者が規制されておりますので、これは相当の規制がござりますけれども、それ以外の毒物、劇物については、ただいま申し上げましたように、製造、販売の段階における取り締まりということが法の構成の内容となつておるわけでござります。

○飯上委員 これでだいぶ明らかに現状でございます。
なつてきただのであります、厚生省の方では毒物、劇物、特定毒物、これの監督について、特に使用者に対する監督については、農業省の方では、ただ製造、販売、輸入、こういったものについての監督権を持つてゐる。農林省の方に伺うと、農業取締法に基いて、防除者というものに対するところの監督というようなものもこれまでございません。そしてあるのは植物に影響を及ぼさないような、害虫を与えるような点が大きな特徴であります。こういうことになってくると、番大事な、そして先ほど警察庁長官から御報告のありましたような事故が起つたときの取り扱い者に対する問題ではだれもが監督していない、私はどういうことになるのじやないかと思ふのであります。

そこで、この際一つ伺つておきたいと思うのであります、今回の殺人を起こしたところの毒物は、毒物であると思うのですが、これはどういうものであるか、検査の過程でおかりになつた点を伺いたいと思つます。

○柏村政府委員 ただいまお尋ねの毒物の種類でございますが、事件の起りました当日、直ちに警察の方から医療者を要請しましたし、二十九日になりましたとして三重医大の舟本助教授の執刀の手術で、最初に死亡した人と最後に死亡した二人について解剖を行なつた結果、有機燃性の毒物による中毒死となつてございました。

す。その後ブドウ酒につきまして警備の方で鑑定を、これは県警察の鑑識課と県の衛生研究所におきまして鑑定いたしましたところ、やはり毒物は有機燃製剤であるテップであるというふうに確認されておるわけでござります。なお被疑者の供述によりまして、これは市販の商品名ニッカリント申すテップであるということになつておわけであります。

○阪上委員 そこで厚生省にお伺いいたしますが、この有機燃製剤であつてテップ剤といふのは、この毒物及び劇物取締法の別表のどこに該当するものでありますか。もちろん劇物でないと思います。そうすれば毒物である。これは特定毒物であるか、毒物であつてか、どこに書いてあるか、お知らせ下さい。

○牛丸政府委員 別表第一の十一の「特定毒物でござりますが、このテップ剤は一般の毒物でございまして、この別表の第一に該当するわけであります。

○阪上委員 それは別表のどこに書いてありますか。

○牛丸政府委員 別表第一の十一の「テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤」この中に入っております。

○阪上委員 これが有機燃製剤ですか。

○牛丸政府委員 そうです、テップでござります。

○阪上委員 そこで、この際もう一度警察署長官に伺いたいのですが、このテップ剤の入手経路というものは複数の過程ではつきりいたしておりません。

○柏村政府委員 昨年の八月、名張主

新町の黒田薬局から茶消毒用として購入したものでございます。○阪上委員 厚生省に伺いますが、毒物及び劇物取締法の十八条、「これに当該職員の職務を行なわせるために、國及び都道府県に毒物劇物監視員を置く。」ということになつておりますが、この監視員は、名張市のこの事件に関する限り一体どこに置いてあるのです。

○牛丸政府委員 三重県の衛生部の中に薬事監視員がおるわけでござります。

○阪上委員 今回のこの薦原における監視の責任に当たつてお

ります。

○阪上委員 今回のこの薦原における監視状況は、この監視員によつてどういうふうに平常なされておつたか、お聞かせ願いたいと思いま

す。

○牛丸政府委員 まだ現状をそこまで

は私どもとして調査しておりませんけれども、一般的の通常の状態における監

視は、そういう製造業なり販売業に立

ち入つて、隨時監視する職権を持つ

るわけござりますので、その程度の監視でござりますし、特にこの場合

ふうに私は推測いたします。

○阪上委員 この監視員は、使用者の側の方へも立ち入り検査することがで

きるようになつていると私は法文を解釈するのです。これはどうでしょう。

○牛丸政府委員 法の十七条には「製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、云々といふ規定がござりますので、使用者へのた

だいまの御質問が、この製造業なりあるいは販売業から販売、譲り受けを受け直接使用するものということになりますと、これはこの法律以外でござりますし、業務上の立ち入り権限は農業家にまでは及ばないというのが、私たちの解釈でございます。

○阪上委員 そうすると、農林省でもお尋ねいたします。

○石倉説明員 お答え申し上げます。

先ほど農業取締法の中の防除者云々と

いうことになつておるのでですか、農林省にお尋ねいたします。

○牛丸政府委員 私どもの方からお答

えいたしますが、農業のたいまの使

用——販売業なり製造業から買ひ受け

て使用する、それに對してこの法律の

業務上の立ち入り権があるかないかと

いう御質問に對しては、私はないと答

えただいまして、毎年有機燐の製剤

が毒物、劇物で非常に危険であるとい

う観点から、私どもはこの取扱いにつ

いては非常に強く関心を持っておるわ

けでございまして、毎年有機燐の製剤

の農業による危害というものを防止す

るために農林省と共に有機燐製剤の

危害防止運動といふものをやつている

わけでござります。そういう指導面に

おきましては、医師会、薬剤師協会、

農業登録及び販売に関する事項並びに

農業を用いて防除を業とするものを取

り縮まる法律でござります。農家が自

己の圃場に対して防除をやります場合

には、これを私どもは防除業者といふ

ようには解釈しております。従いま

して、私が先ほど申しましたように、農家が自己の農作物に対して農業を

使つて防除を実施いたしますのは、指

導獎励上の面から農業の本来の目的で

ある使用目的に對しての指導をしてお

るわけでござります。

○阪上委員 もう一度確かめておきま

すが、それでは防除者に対し、あるいは個人の使用に對し、農林省も厚生省

は個別の監督を施すのでござります。

○牛丸政府委員 その辺の詳細な点を承知いたしております。

○阪上委員 そこで警察庁長官に伺い

ますが、捜査の過程において、今回これが人手された経路というものが明らかになつてきたのであります。多少捜

査上の微妙な点に入ると思うのであり

ます。

○阪上委員 そうすると、これは特定

毒物ではなくたので、全然そいつ

手落ちがあつたかどうかというような

まで確認するに至つております。

現在までのところは、もちろん外部の

物的証拠、聞き込みその他もちろん

やっておりますが、大きい線として出

しては單に販売の段階でなくして、使

用並びに用途についても相当厳密な規

制がされているのが法の建前でござ

ります。

○阪上委員 そうする

と、これは特定

毒物ではなくたので、全然そいつ

た配慮、手続、監督等が行なわれていなかつた、こうしたことになると思うのであります。この問題をいろいろ問題にしておりましてもきりがありませんが、一体どうなんでしょうか。警察も監督権がない、厚生省も監督権がない、農林省も防除者に対して監督権がない。しかも事故があのよう多く発生しておる。それの防除の対策として、両省では指導で危険を犯さないようによしよ。ところが一方において自殺とか犯罪とかにこれが使われているわけあります。自殺とか犯罪とかに使われているということありますならば、ただ単に指導だけやっておいたって、これはますます毒性が強いものであるからこれを飲めば死ぬのだ、これを一服盛れば殺せるのだということに自信をつけさせるだけであって、そういった面から考えてみたら、何の役にも立たないのでないか。こんな事件がこれだけ出て、非常に悲惨な事件でありますけれども、そういうふうに全然野放しになつてゐるといふことは、国の責任ではないかと思う。一体今後こういう問題についてどういうふうに善処されていくか。きょうも農林省の発表によると、野放しの管理を再検討していかなければならぬということで、農林省では対策協議をした、こういうことになつておりますが、飲食物に混じつて使われたため事故が起きた例もあるので、保管場所には必ず力をかける。これは毒物、劇物取り扱いの中ではつきりしておるのではありませんか。それから「個人使用を止めさせ、形式だけの取り扱い資格者をなくし、共同使用にさせる。」この問題についても、法ではつきりしてい

るのではないかと私は思うのであります。それからまた「買入れの方法もなかつて、こうしたことになると思うのであります。この問題をいろいろ問題にしておりましてもきりがありませんが、一体どうなんでしょうか。警察も監督権がない、厚生省も監督権がない、農林省も防除者に対して監督権がない。しかも事故があのよう多く発生しておる。それの防除の対策として、両省では指導で危険を犯さないようによしよ。ところが一方において自殺とか犯罪とかにこれが使われているわけあります。自殺とか犯罪とかに使われているということありますならば、ただ単に指導だけやっておいたって、これはますます毒性が強いものであるからこれを飲めば死ぬのだ、これを一服盛れば殺せるのだということに自信をつけさせるだけであって、そういった面から考えてみたら、何の役にも立たないのでないか。こんな事件がこれだけ出て、非常に悲惨な事件でありますけれども、そういうふうに全然野放しになつてゐるといふことは、国の責任ではないかと思う。一体今後こういう問題についてどういうふうに善処されていくか。きょうも農林省の発表によると、野放しの管理を再検討していかなければならぬということで、農林省では対策協議をした、こういうことになつておりますが、飲食物に混じつて使われたため事故が起きた例もあるので、保管場所には必ず力をかける。これは毒物、劇物取り扱いの中ではつきりしておるのではありませんか。それから「個人使用を止めさせ、形式だけの取り扱い資格者をなくし、共同使用にさせる。」この問題についても、法ではつきりしてい

るのではなくて、私は思ひます。それからまた「買入れの方法もなかつて、こうしたことになると思うのであります。この問題をいろいろ問題にしておりましてもきりがありませんが、一体どうなんでしょうか。警察も監督権がない、厚生省も監督権がない、農林省も防除者に対して監督権がない。しかも事故があのよう多く発生しておる。それの防除の対策として、両省では指導で危険を犯さないようによしよ。ところが一方において自殺とか犯罪とかにこれが使われているわけあります。自殺とか犯罪とかに使われているということありますならば、ただ単に指導だけやっておいたって、これはますます毒性が強いものであるからこれを飲めば死ぬのだ、これを一服盛れば殺せるのだということに自信をつけさせるだけであって、そういった面から考えてみたら、何の役にも立たないのでないか。こんな事件がこれだけ出て、非常に悲惨な事件でありますけれども、そういうふうに全然野放しになつてゐるといふことは、国の責任ではないかと思う。一体今後こういう問題についてどういうふうに善処されていくか。きょうも農林省の発表によると、野放しの管理を再検討していかなければならぬということで、農林省では対策協議をした、こういうことになつておりますが、飲食物に混じつて使われたため事故が起きた例もあるので、保管場所には必ず力をかける。これは毒物、劇物取り扱いの中ではつきりしておるのではありませんか。それから「個人使用を止めさせ、形式だけの取り扱い資格者をなくし、共同使用にさせる。」この問題についても、法ではつきりしてい

るのではなくて、私は思ひます。それからまた「買入れの方法もなかつて、こうしたことになると思うのであります。この問題をいろいろ問題にしておりましてもきりがありませんが、一体どうなんでしょうか。警察も監督権がない、厚生省も監督権がない、農林省も防除者に対して監督権がない。しかも事故があのよう多く発生しておる。それの防除の対策として、両省では指導で危険を犯さないようによしよ。ところが一方において自殺とか犯罪とかにこれが使われているわけあります。自殺とか犯罪とかに使われているということありますならば、ただ単に指導だけやっておいたって、これはますます毒性が強いものであるからこれを飲めば死ぬのだ、これを一服盛れば殺せるのだということに自信をつけさせるだけであって、そういった面から考えてみたら、何の役にも立たないのでないか。こんな事件がこれだけ出て、非常に悲惨な事件でありますけれども、そういうふうに全然野放しになつてゐるといふことは、国の責任ではないかと思う。一体今後こういう問題についてどういうふうに善処されていくか。きょうも農林省の発表によると、野放しの管理を再検討していかなければならぬということで、農林省では対策協議をした、こういうことになつておりますが、飲食物に混じつて使われたため事故が起きた例もあるので、保管場所には必ず力をかける。これは毒物、劇物取り扱いの中ではつきりしておるのではありませんか。それから「個人使用を止めさせ、形式だけの取り扱い資格者をなくし、共同使用にさせる。」この問題についても、法ではつきりしてい

るのではなくて、私は思ひます。それからまた「買入れの方法もなかつて、こうしたことになると思うのであります。この問題をいろいろ問題にしておりましてもきりがありませんが、一体どうなんでしょうか。警察も監督権がない、厚生省も監督権がない、農林省も防除者に対して監督権がない。しかも事故があのよう多く発生しておる。それの防除の対策として、両省では指導で危険を犯さないようによしよ。ところが一方において自殺とか犯罪とかにこれが使われているわけあります。自殺とか犯罪とかに使われているということありますならば、ただ単に指導だけやっておいたって、これはますます毒性が強いものであるからこれを飲めば死ぬのだ、これを一服盛れば殺せるのだということに自信をつけさせるだけであって、そういった面から考えてみたら、何の役にも立たないのでないか。こんな事件がこれだけ出て、非常に悲惨な事件でありますけれども、そういうふうに全然野放しになつてゐるといふことは、国の責任ではないかと思う。一体今後こういう問題についてどういうふうに善処されていくか。きょうも農林省の発表によると、野放しの管理を再検討していかなければならぬということで、農林省では対策協議をした、こういうことになつておりますが、飲食物に混じつて使われたため事故が起きた例もあるので、保管場所には必ず力をかける。これは毒物、劇物取り扱いの中ではつきりしておるのではありませんか。それから「個人使用を止めさせ、形式だけの取り扱い資格者をなくし、共同使用にさせる。」この問題についても、法ではつきりしてい

案の中でこの問題を取り上げて、十分に防除者まで監督できるような方向に持っていくのか。こんなことは簡単なことであろうとわれわれも思うし、過去のいろいろな事件にかんがみても、もう措置されなければならぬはずだと思ふけれども、こういったことが設置されていないという。農林省と厚生省の間にいざこざがあつて、なわ張り根性からそういうことができないのか、そういう点についてここ二、三年来の経過をこの際一べん正直にお話し願えば非常にけつこうだと思うのですが、両方から言つて下さい。

○牛丸政府委員 毒物、劇物の中で特に特定毒物に対しましては、使用者の段階にまで厳重な規制をやつておるわけでありまして、たまたまテップが普通の毒物でございまして、今度のような不祥な事件はそういうところも原因として起つたかと思いますが、テップにつきましては、これを特定毒物に指定する必要ではないかという意見が農林省の方にもございますし、私どもの方も、これは早急に検討すべきではないかと思っております。一つは現行の法律におきまして、そういう毒性の特に強いものを最大限の規制の段階に置く特定毒物に指定して、その面で規制をするということも一つの考え方であります。しかし、ただいま御指摘のありましたように、毒物及び劇物取締法につきまして私どもは再検討いたしたいという考え方を持っておりました。また農林省との間におきましては、そういう所管争いとかそういうふうな連絡をとりましてやつておるわけでございまして、そういう面からの事故

てやはり適正な取り扱いについての配慮というものが、もちろん厚生省、農林省等でなされておるものと思いますが、さらに状況に応じてそういう適正化をはかつていただくということは、これは非常に必要なことだと思います。ただ農薬というものの持つ効用性という点からいって、あまりこれまた厳格にするということありますと、それによつてあるいはこうした犯罪とかなんとか、そんなものを防止する面に役立つ面もございましょうけれども、一面農業振興というようなことにマイナスになる面も出てくる、そういうかね合いが大事ではないかというふうに思います。今後よくまた関係当局とも連絡をして善処していきたいと思います。

うに考えるのです。そこで今回の名張の事件に考えてみると、奥西勝という者がブドウ酒に入れました農薬というものは、これは奥西という者が防除の責任者になつて当然これを持つておつて差しつかえないものであつたのか、どうでしようか。その際自宅から竹筒に入れて宴会場を持って行つたのですが、これは持つておつて差しつかえないもの、不當でないもののかどうか、これを一つお伺いしたいと願うのです。

○石倉説明員 二点お答え申し上げます。

第一点の方は、私、先ほど毒性の強い農薬も農業生産の維持増大のために使うのはやむを得ないのじやないかなど、いうようにおとりになつたように押擡いたしましたが、私申し上げたいことは、先ほど申しましたように、最近ではぼつぼつ毒性の低い安全な農薬が出て参つておるので、現在は一つの過渡的な段階であり、毒性の強い農薬は農林省としては次第に規制を強化して、毒性の低い農薬に切りかえていくといふように考えております。その点御了承願いたいと思います。

第二の、奥西勝さんがテップを保持しておることが合法的かどうかといふ問題であります、テップ剤は、先ほど来てお話ししておりますように特定毒物ではないのであります、これは毒物購入の手続をすればどなたでも買つて保持することができるという農薬でございます。

○田中(榮)委員 先ほど厚生省の課長のお話によりますと、テップ剤を特定毒物に法令を改めてこれを格上げをして、それによって取り締まりを厳重にして保

れども、その点について、今後取り締まりをどういうふうにしたら徹底できるか。これをまたここまで取り締まりする必要があると私は思うのですが、はたして現在の状態でできるかどうか、その点をちょっと承っておきたい。

○右倉説明員 お答えいたします。ただいまの御趣旨はまさにごとくとえどもだと思います。それで先ほど私申し上げました保管、受け渡しの確認ということでござりますが、これを個々の農家の単位までおろしてやるということは、現実の問題として無理ではないかというふうに考えております。毒性の強い農薬につきましては、先ほど米原再申し上げましたように、共同防除を対象にして使わせる。共同防除になりますと、保管の責任者も確定しますし、その人數も制限されて参りますので、たとえば帳簿をつけるとか、あるいは使用後にまた農業協同組合なりになりに戻して保管をするということができるわけであります。現在では、特定毒物についてはそれが行なわれておりますが、使用量は先ほどパラチオント剤が三十五億というふうにお話しされておりましたが、その使用量に比較すると、私は事故が少ない方じやないかと考えております。従いまして、毒性の強い農薬は、特定毒物の範囲を厚生省側において再検討していただきたい。そして、そしてそのワクに載せ、そのワクに載せることによつて、ただいま御指摘のような受け渡し、保管あるいは使用後の跡始末といふようなものの徹底を期するということだが、実質的な対策ではないかというように考えておりま

○田中(榮)委員 大体よく事情は了いたしましたが、最近農林省と厚生省で、毒性農薬の野放し管理を再検討して、これを適正な管理に移すという事がございますが、私は今回の事件起こったことを、「一つ災いを転じてとなす」という意味において、早急にいたしま坂上委員からも、農林省とともに大きなみぞがあるんじやないというような御質問があつたのであります、われわれも何だかそういうふうに両者の間にいろいろとなわ張りためにこれができなかつたのじやなか、一般論として、そういう疑惑をつものでござりますから、できるだけ早急に法令を改正すべきものは改正し、取り扱いについて厳重に農村の人に申し渡しをして、また農民の理解協力を求める点があつたならば、運をさらに展開して、再びこうしたことについて御注意を願いたい。こうしたことについて申し上げて私の質問を終わらたいと思います。

は承認記号を規定するものと方をけ持いのよりか厚福が

当然バラチオンと同様に特定毒物に指定すべきものというような考え方もあるわけでございますが、それがバラチオンその他の特毒と違います点は、毒薬として使用される限りは事故の発生率是非常に少ないのでございます。そういう観点から、これを悪意で他殺に用いることは別としましても、通常の用法において、監督指導の必要がもちろんあるわけでございますが、現在特定毒物に指定されなかつたという理由のようでございます。

○阪上委員 何かそちらにわけのわからぬところが出てくるのであります
が、これは農薬として使おうと、何に使おうと、やはり毒性を利用しようと思ひます。その毒性の消えるのが早いから、だからこれは特定毒物には入らない、ここに羅列されてあるそんなものは、そういうものの考え方なんですか、たとえば二表に「しきみの実」なんですね。
しきみの実と同じように、一杯ばかりで五十人も殺すことができるような猛毒物なり、劇物なり、それから特定毒物なりということになつてくるのじや

ないかと思うのですが、今の御説明では、きわめて非科学的なような感じがするのであります。しかも使う場合は、毒性を高度に利用しようとして使っているのじゃないかと私は思いますが、それとも、消えるのが早いから、だからこれは特定毒物に指定していないのだ、ほかにこの中でそういうような例があるのですか。何か科学的な根拠をもう少し説明してもらいたいと思います。

○阪上委員 ようなものが書いてあります。「オクタメチルビロホスホルアミド及びこれを含有する製剤」というのは、具体的にはどんなものがあるのですか。

○浦久保説明員 御返事します。そういうふうな言い方をしませんと正確でないのでそう言っております。ペスクロックス3と言っているのが一般名でございます。

○阪上委員 その3の製剤と、それから今言っているテップ剤ですね、これとの毒性の度合いというのは、先ほどあなたが注射でモルモットが死ぬ速度だとか何とか言つておられたけれど

んがために、これは大して特定毒物でも何でもないのだ、これは別表の一つの毒物であつて、取り扱いその他についても非常に緩和されている。だからこの薬をどんどん使いなさいといふようなものの考え方でもつて、こういったものが特定毒物に入っていないのじゃないかと私は推測するわけです。先ほどから説明を聞きましても、ちつともはつきりしませんよ。私は、モルモットかネズミがどういうふうに死ぬのかわかりませんけれども、少なくともコップ一ぱいでもって五十名も死ぬのだというような有機磷酸剤ですか、

ざいますが、私が先ほど申し上げたような理由並びに指定の当時はまだ非常使用量も少なかつたということをおもふるかも知れませんが、しかし今日の段階におきまして、ただいま御指摘がございましたように、別表のこの薬品といふものは最近の薬品の進歩の段階で即応しておるかどうかという一般論になりますと、非常に疑問があるわけであります。そういう趣旨で私は毒物、劇物の取締法を改正する必要があるといふことを申し上げたわけでありまして、そうしますと、当然トップのごときものは特定毒物として一般の有機器

んがために、これは大して特定毒物でも何でもないのだ、これは別表の一つの毒物であつて、取り扱いその他についても非常に緩和されている。だからこの薬をどんどん使いなさいというようなものの考え方でもって、こういったものが特定毒物に入つていなかつても、非常に緩和されている。だから先ほどから説明を聞きましても、ちつともはつきりしませんよ。私は、モルモットかネズミがどういうふうに死ぬのかわかりませんけれども、少なくともコップ一ぱいで、五十名も死ぬのだというような有機燃製剤ですか、これが特定毒物に入らないで、ほかに何かわけのわからぬのが入つておるということになつておりますけれども、こういう厚生省の扱い方それ自体に私はやはり問題があると思う。極端なことを言えば、今度のこういった事件についても、そういうたテップ剤なんというものが重要な扱い方それ自体に特定毒物として扱われていないところに、案外犯罪の隣路があつたのじやないか、私はこんなふうにまで考えなければならぬよう、今の説明から聞くとなるわけなんです。先ほどから伺いましたと、これは牛丸局長さんですか、今度一つ入れなければならぬだらうと、こう言っておられる。そういうことでございました。そんなたよりないものでもつてこの別表を作られておるのですか。これはどうもおかしいと思ふ。牛丸さんにもう一度お尋ねいたします。

ざいますが、私が先ほど申し上げたような理由並びに指定の当時はまだ非常時に使用量も少なかつたということもあるかもしれません。しかし今日の段階におきまして、ただいま御指摘がございましたように、別表のこの薬品とさういふものは最近の薬品の進歩の段階に即応しておるかどうかという一般論になりますと、非常に疑問があるわけであります。そういう趣旨で私は毒物、劇物の取締法を改正する必要があるとして、こうした意見を申し上げましたので、ただいま先生の御指摘のように、きものは特定毒物として一般の有機農薬として取り扱うべきじゃないだろうかという意見を申し上げましては、今日の段階では早急に検討する必要があるのじゃないかというふうに私は考えておるわけでございます。

きわめてルーズな形で入ってくるといふことになりますと、そういうったところで農薬を犯罪に使うことも出てくるのじやないか、こういったやみルートに対しても法の違反だというような、警察としてはこれに對して捜査するこ

が、これはどうでしようか。
○柏村政府委員 もちろん毒物及び劇物取締法の手続に違反して流されるものは、これは犯罪になるわけござりますので、それは当然警察として探しし、捜査をすべきものであろうと思つております。ただ、先ほどお話を、共同防除になれば管理も非常に厳密になつて、被害も、危険も少ないということ、これは確かにござりますが、現在の規定では、単なる毒物についてはそういうふうになつて、ないで、個人が持つことが自由にできるということとございますので、そういうものについても、毒性の高いものは農林省の指導等によつて農業振興に支障のない限り、やはり共同保管というようなことをやつしていく、あるいは農村にとっては自発的にそういうやり方をするというような指導をされるといふことです。これが私どもの干涉すべきことではございませんけれども、そういうふうになつていき、先ほど農林省の方からお話をのように、毒性の低いものが一般に使われる、毒性の高いものについては共同管理といふようなことは、私で嚴重になつていくということは、私には原則的には望ましいことだと思いま

○阪上委員 これで終わりたいと思いま
すが、先ほどから各省の御答弁を聞

側の建前に立つておる農林省、こういった開きといふものを私は感ずるのです。ただ單にいざこざとか、なわ張り争いということじゃなくして、そういった何かウエートの置き方がこの両方見ても違つております。しかも使用者者、防除者に対する両方も監督することができないような格好になつてしまつておる。これは私非常に法の不備でもあり、また各省間でもう少し意見を交換されまして、売る側の建前も必要でありますようし、使う側の立場に立つことも必要であります。両方の立場に立つて、やはりこういった毒物が正しく使用されるような方向と、いうものを早く私は打ち出してもらいたい、こういうふうに思います。どうか一つその点についてできるだけ早く措置されることが望ましいと思つております。かつて火薬の爆発が起こつたときに、火薬類の取り締まりについて、商工省たるうか、どこだらうといふようなことで、やはりこれも監督等の所在が明瞭にならないままに今日まで続いておる。

立つて、両方の立場に立つて話し合いを進めていただいて、こういった事故が起らぬよう法的な措置を講ずる。こういうことで今後努力を願いたい、こういうふうに思います。

これだけを要望いたしまして、質問を終わります。

○田中(榮)委員長代理 警察に関する調査はこの程度にとどめます。

午後一時三十分より再開して、地方税法改正案の質疑に入ることとし、これにて休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時五十六分開議

○濱田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は通告に従いまして順次これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 地方税法の一部を改正する法律案に対しまして、主として基本的な問題に関しまして質問をいたしたいと思います。従いまして主として大臣にお尋ねをいたしますので、大臣から責任ある御答弁をまずお願ひいたします。

今回地方税法の一部を改正する法律案が提案をされまして、池田内閣が公約の三本の柱の一つとしてかねがね宣伝して参りましたいわゆる減税(さきには国税の改正が提案をせられまして、今回また地方税の改正が提案をされることになつたのであります)が、今回の地方税の改正もそうでありますし、さきに問題となりました国税の改

正もそうであります、いわゆる池田内閣の重要な柱として非常に宣伝をしてのに比較をいたしますと、きわめてその内容が貧弱であり、お粗末である、かような感をわれわれ抱かずにはいられないわけであります。特に地方税の場合におきましてもそうございまして、地方財政計画が実に一兆九千百二十六億円に達しておる。そしてまた昭和三十六年度において見込まれるところの自然増収が一千五百億円にも達しておる。こういうようなときに提案された内容を見ますと、本年度におきましても実に八十九億円、軽油引取税の増税を相殺いたしまするならば実質五十九億円、平年度におきましても実に八十九億円というきわめてささいな減税しか提案をなされなかつたわけでござります。自然増収と実質減税との割合がどのくらいであるか、試みに計算をいたしましたところが、わずかに四・二%であります。国税におきましては、国の予算の自然増収とそれから六百二十一億のいわゆる実質減税の割合が一六%でございました。これも公約の三本の柱の一つとしてはいかにもみすぼらしいというのが、自然増収に対してもうかこつたわけでございまして、それに引きかえまして今回の地方税の減税といふものが、自然増収に對してわずかに四・二%程度にしかならぬということは、これはどう考へても減税という名に値しないところの減税ではないか。いわゆるズメの涙とか二階から目薬とかいりますけれども、そういうたきりて減税たる名に値しない減税である、かように私ども考へざるを得ません。

思うのでありますか。さきに政府においておきましたは、本年度実質六百二十一億円、平年度にいたしましても一千百三十億円で一千四百三十億の減税をやると公約をいたしたわけです。国税におきましては、本年度実質六百二十一億円、平年度にいたしましても一千百三十億円で一千四百三十億の減税をやると公約をいたしました。ござります。いたしますと、政府が公約をいたしました減税を考えてみます。この点につきましては、わが党中央としても、平年度三百億の減税をしなければ、一千四百三十億円の計算には相ならぬ、かようなことになると思うのです。この点につきましては、わが党中央の川村委員が去る予算委員会において質問をいたしまして、その点をただしたことの大臣も覚えておられると思うのであります。そのときのいわゆることの中央、地方を通じて一千四百三十億円の減税をするこの公約といふものと、すでに行なわれました国税の減税と今回の地方税の減税を計算をいたしまして、その計算が合わないという点については、明らかに政府の公約違反ではないか、かように考へざるを得ないのです。この点に対しても、その計算が合わないといふのであります。この点についてどうお考えでござりますか、その点をまず冒頭にお尋ねをいたしたいと思います。

ております税の性格と、いふようなことがあります。また、地方財政における地方の税率の占めておる割合から見て、今この際國税と同じような幅での減税はやりにくいというような状況もあるわけでございまして、それこれを勘案して、今までのよくな地方税の減税案といふものを作立てたわけであります。千四百億のこの全体の減税に対し、公約違反になるじゃないかといふ話につきましては、あのとき大蔵大臣が言つておりますのは、減税面についてはこのくらいいな計算にはばなる、こういうことを言つておると思うのであります。これについては、地方税につきましても、減税部分だけを取り出せば、三百一億といつたよな計算が出ておりましますので、この点は千四百億と言つた意味からいふと、地方税もそれに該当する額を出しておると言えると思います。

だけ軽くなるのか、こういう点で議論をいたすのが通常の意味における減税であろうと私は思うのです。ですか
ら、そういうところに池田内閣のいわゆる減税という考え方のセンスと、それから国民のいわゆる受け取り方とが、大きく離れておる点があるのではないか、こういう点を私は指摘をいたしたいと思います。地方税についてもそうでございまして、確かに地方税の自然増収の幅というものは、国税に比較をいたしますと少ないということは、これは事実でございましょう。また、国の財政に比べて地方財政が窮屈であるといふことも、これまた私どもがかねがね指摘をいたしておるところでございます。しかし問題は、自然増収の額と実質減税の額を比較いたしまして、国が一六%、これでも少ないという批判があるときに、地方ではわずかに四・二%、こういうようなものを出してきて、そうして池田内閣の公約の一つの柱だと言われるところに、国民全体として、また地方税を分担するところの地方住民として、非常に割り切れない気持がする。こういうことは私は大臣も御否定はなさらないと思うのです。こういう点については、やはり私どもといたしまして、明らかに減税という名に値しないきわめて貧しい減税である、こういう点を強調をいたしておきたいと思います。

としては一体どのようなものか基準にいたしまして、かれこれいろいろ取りまとめましたところの今回の減税案をお作りになつたのですか、その点をまずお伺いしたい。

○安井国務大臣 稅制調査会の答申は、でき得る限りこれを尊重いたしたつもりでございまして、そのあげられておりまする項目について、主としてそれに方針としては準拠いたしております。個々の数字については相当違います。ございましょうが、これは内容的には、大衆関係の遊興飲食税について、は、その答申以外に実施いたしておるわけであります。なお、個々の数字についてもし必要でございましたら、事務局から説明させます。

○山口(鶴)委員 けつこうです。まあ地方制度調査会でもきわめて大まかな答申を出しており、また税制調査会の答申、こういうのも極力尊重せられてお作りになつた、そういう基本的な考え方を承りました。

そこで、内容の点について触れたいと思ひまするが、その前に、今日提案せられるに至りましたまでの経過について大臣にまずちょっと聞いておきたいと思うのです。本日は四月四日であります。日が重なると縁起がいいとか悪いとかいろいろお話をあるようですが、さいますが、ともかく四月四日であるといふ時期は、縁起がいい悪いにかかわらず厳肅な事実であろうと存じます。提案されましたのが三月三十一日でございました。三月三十一日といえば、これはもう全部の地方自治団体が、それぞれの昭和三十六年度の予算を審議するところのいわゆる通常会を終了しておる時期に当たつておると私

は思います。そのような非常におくれた時期に、昭和三十六年度の地方自治団体の歳入の基本にもなるべきところのこの地方税法の改正がやっと提案をさせられた。そうして四月に入りました。本日に至ってやっと審議が始まつたということについては、これは私非常な問題点があろうと考えるのですが、私も新聞等で拝見する以外に察する道はないのです。どうありまするが、新聞等を拝見いたしますと、外人客の宿泊に対するところのいわゆる遊興飲食税の非課税の問題をめぐって閣内において不統一があつた。まあ木暮運輸大臣がこの問題についていろいろ発言をなされ、閣議でもいろいろ検討されたり、あるいは党内でもいろいろ議論があつた、そういうような関係で提案することがおくれたのだ。こういうように言われておられます。そういうようなことを私はあらためて想起せざるを得ません。私は地方財政計画の提案に至る経過について自治大臣にもお尋ねをしたことを見ておるわけですが、これがまた、あのときも遊興飲食税のいわゆる税率の問題、基礎控除の問題、こういうものをめぐつて与党、政府間にいろいろ議論がございまして、地方財政計画の提案がおくれたということは、大臣自身もお認めになり、たしか時期的におそかったことは遺憾だと申されたわけでございます。いたしますと、この遊興飲食税の問題をめぐりまして、地方財政計画もおくれた、そして地方自治団体としては非常な迷惑をこう

むつた。また衆議院としても、地方財政計画が提案された時期はもう予算委員会もはとんどおしまいの段階であつたわけです。そういうときに地方財政もとしては非常に遺憾の意を表したつたわけでございます。そして今回さらにまた追いかけて、この外人客の非課税の対象となる問題をめぐって地方税法の一部を改正する法律の提案がおくれたということがあります。そこで私はお伺いをいたしたいと申うのですが、外人客の非課税の対象となる旅館というものは国際観光ホテルとして登録されておる旅館だけです。この国際観光ホテルは、一体全国に何社ありますか。これはごく一部だらうと思うのです。旅館の中でもごく一部の国際観光ホテルに登録されておる旅館の圧力によつて、地方自治体全體が迷惑をこうむつた。それからまた、さきには地方財政計画においてごく一部の業者の方々のいろいろな運動を通じておくれたといふことになれば、何か与党自民党においては、そういった一部の圧力団体を振り回されて地方自治体に迷惑をかけてしまつておる、こういうふうに私ども受け取らざるを得ません。この点について自治大臣としてはどうお考えでありますか。

○安井国務大臣 地方財政計画がおくれまして、さらにまた地方税法の改正案の提出がおくれた点につきましては、理由は別といたしまして、われわれとしてはまことに申しわけないと思つて、これは率直に遺憾の意を表したいと存じます。

たたこの前申し上げましたように、
地方税というのはなかなか種類が多う
ございまして、それも非常に各方面と
密接な関係がある具体的な問題が多い
わけでありますから、これの調節のた
めに全体的に非常にひまをとったとい
うのが実情でございます。さらに特に
法案の提出が、大体要綱が出てから提
出するまでに非常に時間を食つたとい
うことについては、御指摘の通り、外
人の登録旅館に対する課税の問題が中
心でひまがかかったわけでございま
す。これは全国で大体三百軒程度のも
ののようでござりますが、これにつきま
しては、実は要綱といたしまして自治
省の方針としては、外人の宿泊客に対
しましても、登録旅館に対して当然課
税をすべきであるという建前から要綱
を作つておつたわけでございます。し
かし実際にこれを当てはめようと思
ましたところが、いろんな関係その
他、これは主として政府部内の関係で
ございますが、実態から申しまして今
直ちに実施するということには非常な
支障があるのぢやないかという議論も
出て参りました。これに對しましてそ
れぞれ検討いたしました結果、もつと
もな部分もあります。その理由はいろ
いろございますが、おもな点は、外国
人の旅客は大体半年、一年くらい前か
らあらかじめ契約をしておるもののが多
いのだ、そういう意味で、四月一日あ

あるいは五月一日から直ちに実施するということになりますと、一種の不信行為というか、トラブルが起きる危険もある。それから外国でとつております税金の性質というのは、かなり日本でいう遊興飲食税とは性格も違うといふことから、これを強引に直ちに実施するについては、多少考慮する余地があるのじやないかというような議論からこれが出ております。これが政府どちらとの間の調節という問題になつております。最後に政府と党とでこれを一年延期するということがきまつたわけですがござります。方針は変えたわけじやございませんが、そういうものの調節にひまがかかるたといふのが実情でござります。しかし、いずれにしておくれて提出したという点につきましては、まことに申しわけないと考えております。

○山口(鶴)委員 結局、外人客がバスポートを持つていて泊まればどこでも非課税になるというわけじゃないのですからね。四万もある旅館のうち三百軒だけがそういった特殊な非課税の対象になつておる。そういうところの問題でこれだけの期間おくれたといふことは、私は非常に解せない気持がいたします。おそらくどの県でも市町村でもそうだろうと思いますが、大体四月か五月ころ臨時議会を開きましたて、中央の地方税法の改正を待つて条例の改正手続を行なつてその年度の歳入に備えるというのが通例であると私は記憶いたしております。それが、とにかくおくれたということは遺憾だと言えどそれで済むかどうか知りませんが、いわば地方自治体全体の歳入見積りが非常に支障を来たしたという事

実だけはどうしても消すことができない。いわゆる「御注意」をいただきたいものと考へる次第であります。最後にお尋ねをした点について大臣の問題で非常におくれるということのないよう、嚴重に御注意をいただきたいものと考へる次第であります。

最後にお尋ねをした点について大臣のお答えがなかつたのであります。が、國民全体とすれば何か与党と政府との間に特別なくされ縁でもあるのじやないかという疑問が起きると思ふのであります。現に遊興飲食税関係の業者が政治団体を結成いたしまして、政治資金規正法に基づきまして与党に献金をしておることは事実だと思います。この点については大臣の方でも、当然この政治資金規正法の主管大臣として御存じであろうと思ひます。そういう点について、どの程度これらの中から献金がありましたかおわかりでございまして、たらお答をいただきたい。それから、それと関連いたしまして、國民の疑惑に対するどう答えるかという点について率直なお答えをいたさきたいと思うのです。

○後藤田政務委員 政治資金規正法による金額だけお答え申し上げたいと申します。自民党に千二百万、社会党に二百万、民社党に百万、こういうことになつております。

○安井国務大臣 最初の、外人の登録旅館に対する非課税廃止の実施がおくれましたことにつきまして、業界からの圧力があつたのじやなからうか、こういうお問い合わせしましては、私どものところには一回もそうちつた陳情もきいておりませんし、また兎あるいはそのへにつきましても、そういう問題はなかつたと確信をいたしております。

なお、この遊興飲食税全般につきましては、お話しの通り、それぞれの団体が相当政治的な活動もいたしておるることは事実でございます。しかし、どうからと申しまして、政府あるいは党で立てました方針が最後にゆがめられたというようなことはないし、また運動も、それはその分野においては一度合法的なものじゃなかろうか、こう思つております。

次に、減税の内容の問題についてでございまするが、先ほど大臣は税制調査会の答申や地方制度調査会の答申を尊重せられてお作りになつた、こういうお話をであります。そこで私は非常に解せない点があるのであります、が、地方制度調査会の税制に対する答申を拝見をいたしましても、いわゆる税の特別措置、非課税の問題に対しても、当然整理、合理化を行なうべきだというふと触れておるわけでござります。去る委員会におきまして、わが党的委員の質問に対するお答えによれば、いわゆる国税の特別措置が地方税にそのまま流れ込んでくることによるところのいわば減収が三百五十億円、それから地方税独自の非課税措置が三百五十億円、計七百億円の減税というものが行なわれておるということを回答されたのであります、が、今回の地方税改正の内容を見ますと、この点についてはほとんど手を触れておりません。触れておると思えば、農業協同組合が非課税であつたものが、今度は課税の対象になるというところが違つてはおりますけれども、しかし本来の意味における租税特別措置あるいは地方税独自の非課税、こういう問題が議論の対象になりますのは、いわゆる大きな法人、独立資本といいますか、大公社と申しますが、そういうものに対する特別な恩恵が從来批判の種であつたことは、これらは、大臣も十分御存じの通りであります。こういう点についてはほとんど手をつけられておりません。この点は、この答申をどうおとりになつて、どういう考え方で措置をされましたか、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

ついでにお尋ねをいたしておきますが、そういうことをやつて、今までの地方税改正では、法人の耐用年数の改定あるいは配当課税という形で国税が減税になつておりますのは、そのまま地
方税の減税に持ち込んでおるでしょ
う。ところが個人に対しては、国税の減税になつたものを遮断しておる。こ
ういう点でもわれわれ非常に疑問に思つておるわけあります、なぜ租
税特別措置なりあるいは非課税でもつ
て非常な恩典を受けておる法人に対し
て手をつけることなく、しかも今回の
改正にあつては、個人の事業者、農
民や中小企業の方々に対しても国税の
減税は遮断するけれども、法人に対し
ては国税の減税をそのまま持ち込むと
いう差別をするような措置をおとりに
なりましたのか、この点一つ基本的な
考え方をお尋ねいたしたいと思いま

つけにならなかつた。法人に対しても、住民税の法人税割において本年度二十六億円、平年度で五十一億円の減税、法人事業税において本年度十九億、平年度四十九億の減税ですね。減税の全体が九十八億円ですから、その中での二十六億、十九億といえば合計四十五億円で、半分ですよ。これは耐用年数の改定、配当課税の是正によつてすっぱりと地方税において減税になつておる。これは大臣よく御存じの通りであります。ところが個人の住民税ではどうですか。労働者あるいは農民、中小企業の個人の営業者、そういう方の住民税については、地方制度調査会の答申にもあるからそれをおとりになつたというのもしませんが、三十七年度から國税の減税があつても、一切これが遮断されるように、今度オプション2方式に統一されております。

うしても納得がいかないわけです。この点どういうけじめでもつてこういふことをされたのか、一つはっきりお答えをいただきたいと思うのです。

○安井国務大臣 具体的な数字あるいからも御答弁すると存じますが、大体の方針といたしましては、今申し上げましたように、法人関係につきましては國税の改正と切り離すことが技術的に非常に困難だという問題につきましてはその率を適用したというのが実情でございまして、住民税につきましては、御指摘の通りに國税の影響を断然切るという方針を今度はとったわけではありません。これは住民税の性格が、なるべく広く、浅く、できるだけ負担を分任してもらうという方がより好もありであろうという税の性格にもよりります。また市町村民税としての占めてお

正案を考えたのでござります。ところが法人関係につきましては、これはやはりの立場、さらには徴税面等を考えますと、遮断は実際言うべくしてできません。面が多いのでござります。たとえば耐用年数というものを一つ取り上げましても、ある一つの機械について、これは現在国税の方で非常に精密な耐用年数をいたしておりますが、この数のきめ方をいたしておりますが、これと別個のものを地方が扱うと、そこになりますても、実際問題として徴税面で市町村の実態を見た場合には、べきないという面もござしますし、またそういう際に別の耐用年数を使うことになりますと、税制上もとりにくく、こういうようなことから法人関係につきましては影響を及ぼさざるを得ないといふことになつたわけでござります。ところがその内容は、先ほどの御質疑によつてはございましたように、大きい影響を及ぼさざるを得ないといふことになつたわけでござります。

で遮断をする、もう一つは税率で遮断をする、三つあると思います。ただ税率者の立場、徴税上の問題、こういうようなことを考えますと、所得控除以下の場合で遮断をすべきであろう、こういうことで遮断をしたわけでございます。それがまた住民税の本質にも合致する、国税と同じであるという必要はないではないか、こういう議論で、あつたわけでございますので、私どもとしてもその立場に立つて、個人住民税の場合には遮断をするという改正をいたしたわけでございます。ただ問題は、御質問の中にござります専従控除の取り扱いの問題だと思います。専従控除につきましては、御承知の通りに、社会の慣行の面から見ましても、まだ家族関係の支払いの慣行はほとんどのないわけでございます。そういった

○安井国務大臣 非課税措置あるいは特別措置の整理につきましては、大体税制調査会の答申の線を守つてやるという方針で当たつたわけでござります。それから特に法人関係につきましては、國税に準じた扱いをしておるものがある程度でございますが、これは技術的な点で、固定資産の耐久年限とかその他の問題につきまして、ちょっとと国税と切り離すことが不可能であるといふような理由から、大体國税に准じた扱いで整理をいたしました。その他根柢本的な改正というのは、今の全体の税制その他の關係からもやらなかつたわけがござります。

○山口(鶴)委員 それでは一つ一つ聞きますけれども、とにかく租税特別措置あるいは非課税にはほとんど手は未

よ。そこで今度は国税が幾ら減税になつても、勤労者あるいは農民その他の人には影響がないようにしてある。また農民や中小企業の個人の営業者の方のいわゆる所得割については、せっかく国税において今度青色申告に対しても十二万、白色申告についても七万という専従者控除を認められました。ところがこれに対して、地方税では今度の改正ではそれを持ち込まないで、白色は全然だめだ、青色についてだけ從来通りの八万円を認めるだけだ、こういうふうにやっているでしょう。明らかに差別があるんじゃないですか。だから国税の減税を持ち込むのなら全部持ち込めば、それなりに一応の筋はあるけれども、法人についてだけ持ち込んで、個人については持ち込まないという点が、私どもど

る比率から見ましても、これを国税に比例させて常に減額していくといふことは、市町村財政も非常に困難にならざるというような理由から、住民税自身の性格と地方財政の状況から見まして、住民税についてはそういう特別の措置をとっておる。法人につきましては、住民税については控除の拡充はやつておらぬわけでございます。

○後藤田政府委員 御質問の趣旨は、法人関係では地方税に影響を及ぼして個人関係では遮断をしておる、おかしいやないか、こういう御意見であると思います。私どもいたしましては、今回の税制改正は地方の税制に安定性を与える、こういう意味合いから、税制上及び徵稅技術の面その他の面も考えまして、でき得る限度は、国税の影響を遮断するという考え方で改

ぼすのは耐用年数と、配当課税の改正、留保金課税の改正、業界、中小企業にかかる影響があると思いますが、これらはいずれも大へんなわけでございます。その面は減税面でござりますが、他面今回の改正でも、法人については特別措置の整理が国税の方では相当できておりますが、それに伴う影響面はやはり地方税にも及んで、地方税としては增收を上げることで、増減とともに影響を及ぼさざるを得なかつた、こういうことでござります。

社会生活上の実態から、国税における
税制上の理屈としても、経費として割り
切れなかつたわけでございます。税制
調査会におきましても、専従控除の性
格はともかくとしてということで、税
制上の性格そのものの割り切りができ
なかつた。いわば経費なのか、負担と
考えた特別控除なのかということにつ
いては、ボーダー・ラインに属するも
のだということであります。

そこで、そなつて参りますと、地方
税の立場といつしまして、負担分担を
基調とする税制の理論から見て、これ
の採否ということは別個の面から考え
るべきだ。同時にまた現実問題といた
しまして財政上の影響も考へねばなら
ぬ。かりに専従控除を取り上げると、
同様の今回の改正が、個人と法人の負担
の面も考えまして専従控除を取り上げ

で遮断をする、もう一つは税率で遮断をする、三つあると思います。ただ税制調査会等の議論におきましても、納稅者の立場、徵稅上の問題、こういうようなことを考えますと、所得控除以下の段階で遮断をすべきであろう、こういうことで遮断をしたわけでございまして。それがまた住民稅の本質にも合致する、國稅と同じであるという必要はないのではないか、こういう議論であつたわけでございますので、私どもとしてもその立場に立つて、個人住民稅の場合には遮断をするという改正をいたしたわけでございます。ただ問題は、御質問の中にございます専従控除の取り扱いの問題だと思います。専従控除につきましては、御承知の通りに、社会の慣行の面から見ましても、まだ家族關係の支払いの慣行はほとんどないわけでございます。そういった社会生活上の実態から、國稅における税制上の理屈としても、経費として割り切れなかつたわけでございます。税制調査会におきましても、専従控除の性格はともかくとしてということで、税制上の性格そのものの割り切りができるなかつた。いわば経費なのか、負担と考えた特別控除なのかということについては、ボーダー・ラインに属するものだということであります。

る。そういたしますと、給与所得者と事業所得者の負担の問題、均衡の問題、こういうことから扶養控除なり配偶者控除を取り上げて全体のバランスをとつておるわけであります。従つて、これをそのまま私たちの方で採用いたしますと、住民税の場合におそらく二百七十億前後の減税になります。オプションのたゞ書き採用の市町村になりますと、専従控除だけで納税人員が五〇%なくなる、税収で四八%となる。そういたしますと住民税の納税者、いなかの町村に行きますとはほとんど給与所得者である。こういうアンバランスが生じるわけであります。こういった実際面を考えまして、山口委員の御質問の趣旨は私はわかるのでありますけれども、税制上の立場から、徴税上の問題なり財政上の影響といったあれこれの点を考えまして、今回のような遮断の方法をとつたのであります。

んぱいして、そして法人税だけに對して特別な減税が特に片寄り過ぎるといふようなことに対しても是正するという方法も当然考えられる一つの道ではないかと思います。

それからまた勤労者、特に農村の勤労者のみに對して住民税が非常に重くなるという点について、相対的な面から見て重たくなるよう見えるといふ点については、特に勤労者撲滅を大幅に認めるという方法をとることによつて是正をいたすとか、後にわが党の方から具体的な問題に對して提案をされることがあるかと思ひますけれども、いろいろ方法によつて、片方を遮断しない片方は遮断しないということによつて、生ずるアンバランスを是正する方法は幾らもあるうと思うのであります。おえてそういうものをおとりにならないで、今回提案されたということになりりますと、いろいろ技術的の問題のお話を伺いましても、何か大法人だけに對して特別な減税をやつて、ほかをほとんど顧みないような減税になつておるというそしりは免れがたいと思うのであります。こういう点を大臣としてはどうお考えになるか、やはり今のようないい處間だらうと思います。これ以上に立つ疑問は、通常の国民の健全な常識の上に立つ疑問だらうと思います。これをお答えになり、今後どうされるかということは、やはりここではつきり聞いておきたいと思います。

ましようが、しかし、これを今度の改正全部で考えてみました場合に、大衆あるいは個人を対象にしたものとそういったものの比率をとつてみると、大体大衆に恩恵が浴すると思いますと、三百億のうち百三十億程度のものが出ております。あとそぞら申しますと、減税の比率はそうじら申しますと、減税の比率はそうじ寄ってはおらぬと思います。

○山口(鶴)委員 そうすると、百三十億の大衆が恩恵を受けるという減税は具体的に何ですか。

○安井国務大臣 大体電気ガス税におきましては三百円の免税点で二十三億でありますとか、個人の事業税においては二十一億、住民税の勤労者の分が三十二億、それから料理飲食の大衆衆の税分が四十三億、それにこまかい退職者の所得課税等を整理しまして減らした分が七億、それを合わせまして百三十億、こういうような計算になつております。

○山口(鶴)委員 ただいまの百三十億の内訳を拝聴いたしましたが、大衆と一部の富裕階級と申しますか、そういう負担能力を考えまして、金額が片や百六十億程度、片や百三十億だといふ均衡自体も問題でありましたがあつた負担能力を考えまして、金額が片や気ガス税とかあるいは個人の営業者に対するところの減税でありますとか、いろいろお数えになりましたが、遊興飲食税の四十三億をまるまる大衆減税だといふふうに言うことは、これがそのままそだといふふうにすなむに受け取るかどうかはやはり問題でもあります。そういうような点を

かむるちい でる新しいあ修験日大根お祝 い所のこてとのを回の象け、いで事分いしす

るか、そうではなくて、非課税措置を全部撤廃していくという形でアンバランスをきちんとされるお気持ちか、どちらの考え方をとられますか、お聞きをしたいと思います。

○後藤田政府委員 御質問の漁船の関係は、今回の内航船舶の軽減に合わせて課税標準の特例で軽減をいたすことになつております。なお田畠について三分の二なら三分の二にこの課税標準の特例で考える意思があるのか、こういうお話をございますが、固定資産税につきましては、今回の調査会の答申にもござりますように、評価そのものはあるべき正常価額に一ぱい一ぱいに評価をすべし、こうしたことになつておるわけでござります。その場合に当然税負担が上がることが考えられますので、その面については税率でまず考えなさい、同時に資産間のアンバランスについては課税標準の特例で考えなさい、なお個々の納税者について非常にはなはだしい負担過重が出てくる場合にははだしい負担過重が出てくる場合であれば、例外的にそれらも検討したらどうだ、こういうことになつておりますので、御質問の田畠等につきましても、その固定資産の中の一環として検討をして参りたい、こういうふうに考えております。なお今回のこの評価制度調査会の答申の中にも、課税標準であるべき正常価格、これは売買価格を基礎にするわけでござりますが、その場合に農地については、この売買の実態がいわば切り売り、買い足しの形で行なわれるのが常態だ、ところが他方宅地等についてみれば、売買の単位といふものが宅地そのもので効用を果たせるような形で売買が行なわれる農地は、逆に売買せられる単位と

いうものは、それだけで適正經營の農家の規模となる反対が売買されるわけでなしに、切り売りなりあるいは買い足しという形であります。従つてこれに現われてくる売買価格は、いわば正常といいますか、あるべき売買価格とは違うんじゃないか。そこで農地については、そういった場合には、かりに五反の百姓が一反買い足したということになると、その一反分の値段の中には、従来持つておる五反の収益を高める、つまり労働力なり、あるいは畜力なり機械力の効率が上がるということです、その収益が上がっていくのだ。その値段が一反歩の中に入っているのだから、いわば限界収益の率で現実の売買価格を調整すべきだ、つまり安くすればいいだ、こういう考え方になつております。私どもとしては、農地についての評価そのものにはそういう配慮を加えてやつていきたい、こういうように考えております。

従つて固定資産の評価をやり、固定資産税を課しているようですが、これは明らかに実態にそぐわないということはお認めになるだろうと思うのです。芝は固定資産ではないから、これはかけるわけになります。いかぬという議論はわかります。しかし通常のまわりの山林や、田畠や、そしてゴルフ場を律するということは明らかに誤りであつて、芝が固定資産であるないにかかわらず、相当の資本を投下し、整理をしたという事実は、これももう疑い得ないとこですから、この点については特別に固定資産税の税率を引き上げるという形で措置をなされるとか、庭園の場合におきましても、普通の宅地とは違つて――私どもの国では三波石という石が出ますが、一個何百万円という石もございます。そういうものを並べた庭園と普通の宅地と同一に律するということは、明らかに問題があるわけでございまして、この点に対しても、どういうふうな措置を将来おとりになるつもりであるか。この点はどうですか。

なると、現在山林の評価の問題等についても立木は入らない、つまり土地だけという関係になつておりますので、他の關係もあって、芝生を土地の価格に入れるということには、いかぬで、やはり土地の価格に入れる限度は土地、造成費までだ、こういうふうに考えておるのでござります。

なお、庭園についてでございますが、大きな庭園等で事業用に供されておるといったようなもので償却資産の対象になつておるもの、これは償却資産のあれとして評価をして課税をいたしております。ただ個人持ちの小さな庭園等で比較的りっぱだといつたようなものは、従来は家屋の評価の際にそれを含ませる。こういうことで、庭園そのものは従つて土地に入る、こういう扱いにいたしております。

○山口(鶴)委員 ゴルフ場については、その土地の造成費まで入れて、芝については償却資産とは見られぬからこれは入れないという考え方の筋をたどつて、いはば、当然その税率でもつて他の接地の土地がその立木が入つておらぬからといいましても、これとはやはりゴルフ場の場合は性格が違うと思うのです。ですから土地造成費まで入れて芝を入れないと、いう考え方を通すとするならば、それならば税率でもつて措置をするんだということにならなければ、これはやはりアンバランスといふことを考へた場合には、私は埋まつていいかないとと思うのです。それから庭園についても同様でありますと、これも同じような意味で、ただいまの御説明をお伺いいたしますと、税率で明確を処理をするといふことが妥当ではないかというふうに考へるわけであ

ります、この点については今後ともやはり御検討をわざらわしたい、お願ひをいたします。

ついでに、固定資産の評価の問題が出了したが、ことしは三年に一度の評価がえの年に当たつておるようでござります。各地域ではこれによつて、都市あるいは農村等によつて違うわけであります程度、まあ土地によつて、都市あるいは農村等によつて違うわけでありまするが、固定資産税が上がりります。これは直接関係はないのでありまするが、聞くところによりますと、地代家賃統制令の撤廃といふようなことが問題になつております。それとからみまと、どうしても地代、家賃といふものが上がつていく。固定資産税も上がる、それから統制令の方も撤廃だといふようなことで、現在問題になつておる値上げムードといふものが刺激されると、どうしても地代、家賃といふものが上がつていく。固定資産税も上がる、それから統制令の方も撤廃だといふようなことで、現在問題になつておる値上げムードといふものが刺激されるといふことは、御懸念はございませんか。ゴルフ場については適正に評価をするようにいろいろ指導をされておるといふのですが、現実に評価をするといふことは、自治団体いざれもずっとよく指導が徹底をしていかない。こういう点もどんどん自治省の指導通り上がつて、上昇したような物価上昇のムードといふことがあります。こういうものを刺激をしておるといふことは、さうに申しますが、田畠の売買価格の上昇に比べて、今回の評価がえの率が低いといふことは、もちろん私どもも認めるにや、ふさがれていますが、現実の地代やあるいは田畠の評価がえの率が低いといふことは、これだけでもとまればけつこうなのであります。それがその点をお聞かせいただきたいと

ります、この点については今後ともやはり御検討をわざらわしたい、お願ひをいたします。

思います。

○安井国務大臣

御承知のように、こ

としはちょうど三年目に当たりまし

て、土地あるいは建物の評価がえに

なつておりますが、特に田畠につきま

しては非常に低い値上がり率を制定し

なつております。また建物等につ

いてはむしろ逆に評価によつて減

になります。

としましては、むしろ逆に評価によつて減になるような措置も行政指導をいたしておるような次第でございます。全体にそういうものが値上がりムードを引き起こすことのないよう、今後とも十分に注意をしていきたいと思っております。

○山口(鶴)委員

ムードを刺激しない

ようにされるということは、この地代、家賃に限らず、あらゆる物価に対し池田内閣がいろいろ強調せられておるのですが、現実にはそういった政府の思惑とは離れて、実際はそういう物価値上げのムードがどんどん醸成されつつある。従つて新聞の世論調査などでは、どうも物価がどんどん上がるからというところで、内閣の支持率は反対に下がるといふことになるわけございますから、これは刺激しないように努力をされるといふことはないが、他方においてこの固定資産の評価がえとあわせて、この軽油引取税の問題が大きく物価を刺激していくという要因を持つておる。こういふ点を、どうしても指摘しないわけにはいかないわけです。

〔丹羽(喬)委員長代理退席、田中(築)委員長代理着席〕

そこでお伺いをいたしますが、この大体二兆一千億円の道路整備五カ年計画といふものは、国の公共投資優先といふ一つの柱、國の施策の一つです。その施策を政府がやろうとしたわけでありますから、当然それにかかると考へておりまして、御注意の点につきましては、また十分慎重に今後とも考へていかなければいけません。

○山口(鶴)委員

今お話しの固定資産

だけだとまればけつこうなのであります。確かに今回の地方税改正の一つの大経過は、二兆一千億円のいわゆる道路整備五カ年計画、これを実施するため、四分の一なり三分の一なりのい

たか、かように考へるわけございまして、この点、重ねて恐縮であります。が、はたして大臣の御希望される通りにいくかいかぬかは問題でありますので、一つはつきりした御決意等があります。ありますならば、この際承つておきたい。

○安井国務大臣

せんだつてやりました評価がえにつきましては、今お話し申し上げましたように、三年目に一回も十分に注意をしていきたいと思っております。

○山口(鶴)委員

ムードを刺激しないようにされるということは、この地代、家賃に限らず、あらゆる物価に対し池田内閣がいろいろ強調せられておるのですが、現実にはそういった政府の思惑とは離れて、実際はそういう物価値上げのムードがどんどん醸成されつつある。従つて新聞の世論調査などでは、どうも物価がどんどん上がるからといふことで、内閣の支持率は反対に下がるといふことになるわけございますから、これは刺激しないように努力をされるといふことはないが、他方においてこの固定資産の評価がえとあわせて、この軽油引取税の問題が大きく物価を刺激していくという要因を持つておる。こういふ点を、どうしても指摘しないわけにはいかないわけです。

〔丹羽(喬)委員長代理退席、田中(築)委員長代理着席〕

そこでお伺いをいたしますが、この大体二兆一千億円の道路整備五カ年計画といふものは、国の公共投資優先といふ一つの柱、國の施策の一つです。その施策を政府がやろうとしたわけでありますから、当然それにかかると考へておりまして、御注意の点につきましては、また十分慎重に今後とも考へていかなければいけません。

○山口(鶴)委員

ガソリン税の問題にからめまして、国会でも、このバス運賃あるいは国鉄運賃の引き上げの問題ともからみまして、本会議でもいろいろ議論になつた問題です。そこで政府の答弁を聞いておりますと、将来とも絶対に引き上げないということはなかなか申されないわけでございまして、当面値上げは考へておらぬ、あるいは

じやないかと心得ております。

○山口(鶴)委員

ガソリン税の問題にからめまして、国会でも、このバス運賃あるいは国鉄運賃の引き上げの問題ともからみまして、本会議でもいろいろ議論になつた問題です。そこで政府の答弁を聞いておりますと、将来とも絶対に引き上げないということはなかなか申されないわけでございまして、当面値上げは考へておらぬ、あるいは

あるいは労働条件の悪化というふうにこれが転嫁されていくことも、これは問題でありますし、それからまた、そうではなくて、現在のところは上げないのだ、将来は上がるという格好で運賃あるいは輸送費等が引き上がるという形になつていくならば、やはり大衆の負担も増加することになるわけでありますから、どちらにいたところで、これは決して好ましい影響をもたらすことではない。本来国が五ヵ年計画として取り上げた問題なんですから、筋とすれば、当然国の施策なんですから、国が責任を持って地方に対する財源補てんをする、これが筋ではないですか。この点のお考え方はどうなんですか。

油引取税の場合はどうであつたか、私もよく承知いたしておりませんが、この程度ならば営業面にさしたる影響がないという格好で、一回、二回と上がつていけば、なかなかこれはだんだんと済まなくなってくるだろうと思う。軽油引取税が、今後道路整備五ヵ年計画——政府のやる計画というのはよく動く場合があるんですが、そんなことを言つては失礼ですけれども、道路整備五ヵ年計画は、五ヵ年計画を当初作り、途中において十ヵ年計画を作つて、その途中において新しく五ヵ年計画が出たんですから、そうやって国の方針が変わついくたびに、絶えず軽油引取税がまた上がるというようなことでは、これは問題だらうと思うのです。将来のことはなかなか言いがたいがためにどうか知りませんが、今のところは、営業面にさしたる影響がないという先生などの御答弁からすれば、将来のこの引き上げについてはどのような態度でお進みになりますか、この点はどうぞおしえてください。

○山口(鶴)委員 最後に、電気ガス税についてお尋ねをいたします。先ほど非課税の問題に関して税務局長からお答えがありましたが、この点も非課税の問題は当然検討せられます。先ほどが、今回は検討されるどころか、たしかかえてふえていくわけですね。何が、整理するどころかふえているといふことは非常に遺憾に思います。もちろん、新しい産業が興つて、しばらくの間、それに対応して助成するという意味において暫定的に非課税対象にするということは、これは当然あるうかと存じます。しかし、そういう場合は当然古いものをはずしていくというのが筋じやないですか。片一方の古いものもはずさぬで、新しいものだけをどんどんつけ加えていくのでは、これはまさに逆行であろうと思うのです。こういう点についてのお考え方を聞きたい。

その次に、電気もガスもそうです。が、特にガスの場合は三百円という免税点がございます。現実に、この三百円をちょっとこえても税金がかかるといふことになると、ガス料金を徴収する人が一時間早くくれば税金がかかるといったらどうかといふことで、徴収のしがたい点があろうと思うのです。徴収面でいろいろトラブルが起きることが予想されます。それで基礎控除なだけこうであります。が、免税点なんですから、三百円をちょっとこえると急にがくんと税金がかかる。そうすると、少しでも時間がおくれれば、かかってからなかなかついたすわけでありますから、この料金徴収面いろいろ技術的な問題がある。こうい

○後藤田政府委員 電気ガス税の産業用の非課税の問題でありますが、政府の税制調査会の答申では、まさに御質問のような趣旨で答申がなされております。つまり、産業用の非課税の規定については現在九十二品目あります。が、その中で整理すべきものは整理する、同時に追加すべきものは追加をし、それとともに新規産業用として非課税にすべきものは一定の年限を付すべきだ。こういう答申になつてゐるのでも、私どもといたしましては、そういう趣旨で実は原案は作成いたしておりましたが、政府部内の調整がなかなか困難でございまして、税制調査会のそこの基本的な答申の線はあと一年検討を加える、こういうことで今回の改正案ができたわけでございます。従いまして、今回の税の改正では、新たに十九品目追加せられて、五品目が削除といふことになつております。ただこれには、まことにささやかな五品目ではござりますけれども、考え方としては一つの大きな非課税規定整理の前進であった。だから、この電気ガス税の産業用非課税の品目については、これはむしろ全部を非課税にすべしという意見の方が強かつたのでござります。それに対して私どもは、非課税に乗せるべきものは乗せる、落とすべきものは落とすというのが筋ではないかと、ということで主張をしておつたのでございますが、ささやかな五品目ではございません。なほ、年限を付する問題については、来年度の問題として私どもといたか。

してはぜひ実現をいたしたい、こういふように考えておるのでございます。それからいま一つの、電気ガス税の免稅点制度では徵収に不便ではないか、トラブルを起こすではないか、こういう御質問でございますが、そういう面も考えられると思います。従いまして、今回の改正では、電気ガス税が国税時代にとつておりましたのは、徵収日が予定日より前に行ったというとき、あとに行つたというときに日割り計算をすることになつておつたのであります、今回は、前に行つたものはそのまままで徵収する、おくれて行つた場合に日割り計算で軽くする、こういうことでトラブルを生じないように配慮いたしたつもりでございます。

につきましては将来とも、やはり暫定的に非課税にすることはあっても、どんどん古いものから整理をしていくという基本的な考え方方は強く貫かれるようしていくべきではないか。そういう課税をとつてきますことが、特に電気ガス税の減免を大きく受けているところは比較的都会にありますように、山村地域にもたとえば鉱山その他いろいろありますので多いわけです。それからまた特に固定資産税の特例措置にしてもそうでありまして、これは山村の地域にも相当多い。そういうたままで、比較的財政力の弱い地域においてこういうものがやはり充当がなされていくということにもなるわけでありまして、そういう点については後進地域の問題ともからみまして、特に固定資産税の特例の問題等につきましては力を入れて一つ御努力をいただきたいと思います。

え方であることは推察をいたしました。しかし、こういうような地方税の改正を、そのつどそのつど提出をいたしましたが、結局は矛盾を縮小するどころか、かえって問題をはらむ点も起きて参りましたようし、問題の地方財政がきわめて貧困だということを是正することは全く至難であろうと思いまして、この委員会でしばしば強調されますが、税外負担の解消の問題にいたしましてはなかなかできませんし、また国がいろいろ補助金等組みますと、地方財政が貧困なために十分な施策としてそれが行き渡っていないという点もございましょう。といったましますと、やはり地方財政をほんとうに拡充をいたしましてこれを強化していく、そのため抜本的な地方税の改正をすることは、きわめて緊急な問題であります。従いまして、政府といたしましては、今申し上げたような問題を当然真剣におやりになるつもりであります。従いまして、政 府といふのは、今後どのような時期に、地方、中央を通じてこの抜本的な税制の改正、特に後進地域等に対しても、非常に貧弱な自治団体が多いわけですが、こういふものに対する措置等を含めて、小手先の地方税の改正でない、地方財政をほんとうに充実させる意味において、しかも大法人その他に対しきわめて恩恵的であつて大衆に対しても過酷であるというようなそりを免れないような負担についても、平等な税制というものをお作りになるおつえ方をお聞かせをいただきたいと思うのであります。

○安井国務大臣 お話しの通りに、今回の減税措置というものは非常に幅の狭いものであるということは、御指摘の通りであろうと存じます。これは、最初申し上げましたように、地方財政自体の現状から申しまして、今大幅なものがやりにくかったということでございますが、これはどうしても将来でき得る限り地方財政、地方の税、国の財源との均衡配分といったようなものも考えながら、でき得る限り今後は地方税についても減税をはかるよう進めさせていただきたいと思っております。なお、いつごろ見当をつけるかというお話でございますが、大体ことしにはさらに税制調査会からそういう問題も含めた答申もある予定でありますので、それを十分参考にいたし、今後改正も考えていいきたいと思います。

○田中(繁)委員長代理 次会は来たる六日午前十時より開会し、本案に対する質疑を続行することといたします。

○田中(謙)委員長代理 次会は来るる六日前十時より開会し、本案に対する質疑を続行することといたします。これにて散会いたします。

〔別冊附録に掲載〕

（内閣提出第六五号）（参議院交付）に
關する報告書

消防組織法の一部を改正する法律案

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution.

昭和三十六年四月十三日印刷

昭和三十六年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局